

甲府市告示第 2 5 2 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月 1 6 日 甲府市告示第 8 8 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

令和 6 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 指定を解除する区域

甲府市富士見一丁目 1 6 9 5 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去